

日中平和友好条約交渉をめぐって生起しつつある中ソ対立の波紋は、いまや日本外交を大きな試練に直面させている。このところ、首相官邸や霞が関に対する中ソ両国からの働きかけはまことにし烈なものがあり、自民党実力者に対しても双方からの働きかけが活発化している。二月十三日、ブレジネフ親書を携えて三木首相を訪れたトロヤノフスキー・ソ連大使が、日中平和友好条約をけん制して「日ソ善隣友好条約」を提案したのは、当面の日中交渉に対する

●外交時評

“覇権”とは何か

中嶋嶺雄(東京外国語大学助教授)

ソ連のいら立ちをあからさまにみせつけたものであった。一方、翌二月十四日に再開された日中間の第三次予備交渉では陳楚・中国大使が、日中平和友好条約にいわゆる「覇権条項」をとり入れるべきことを提案して、日本側に難題をつきつけた。この「覇権条項」がソ連を意識したものであることは明らかであろう。

ところで、「覇権を求めず」「覇権主義に反対する」と中国が主張してやまぬ「覇権」とは、どのようにこれを理解すべきか。覇権とは、いうまでもなく覇者の権力である。覇者とは、

これまた説明するまでもなく、王者に対する言葉であり、「春秋の五霸」などというように、王道を歩む王者に非ずして、霸道を求めて諸侯の盟主となった者、つまり、王者に非ずして天下を制御する者をいう。今日の言葉に直せば、軍事力を背景に諸國を翼下に従え、世界に冠たらしんとするもの——といった意味であり、そのような意図を持つ國が求める世界政治権力こそ、中国が主張する「覇権」にほかならない。

中国がこのような主張を明白にしはじめたの



は一九七一年十一月、國連に参加した時期以降であり、喬冠華・中国代表團長は國連総会での初演説で「一、二の超大国の覇権主義と強權政治に反対する」と述べた。翌七二年元旦の三紙誌共同社説は、今日の世界情勢の特徴を「天下大いに乱れる」ことにあると規定し、同年二月の米中「上海コミュニケ」では、米中兩國ともに「アジア・太平洋地域で覇権を求めるときでない。いずれの側も、いかなるその他の國あるいは國家集團がこうした覇権を打ち立てようとすることに反対する」と合意した。

さらに七三年元旦の三紙誌共同社説は、「毛主席はまた、『深く地下道を掘り、至るところで食糧をたくわえ、覇権を求めない』ようわれわれに教えている」と述べ、毛沢東自らの指示にもとづく新しい戦略方針を明らかにした。ついで同年秋の日中共同声明が、第七項において米中コミュニケ同様の「覇権条項」をとり入れたことは、周知の通りである。

中国は以後、七三年八月の中國共產党十大会でも覇権問題を掘り下げ、去る一月の第四期全国人民代表大会では、憲法前文のなかに「超大国の覇権主義に反対しなければならぬ」と明記するとともに、周恩來報告、張春橋報告、新聞公報のすべてが「深く地下道を掘り……覇権を求めない」との毛沢東指示に言及した。とくに周恩來報告は「第三世界は帝國主義、植民地主義、覇権主義とたたかう主力軍である」と述べて、覇権主義を帝國主義、植民地主義に並ぶ意味づけを行おうとさえしている。

以上で明らかのように、第一に中国が七〇年代初頭より覇権問題を語りはじめ、それはアジア集團安保構想を中心とするブレジネフ・ドクトリンに備える重大な戦略的課題になっていること、第二に、新憲法に明記するという「公式化」をへて、この問題が中国の当面最大の対外原則として提起されていることである。

このような中国の明白な立場に対し、日本外交はどのように対応するのであろうか。